

小型船造船業法における登録講習制度について

- ・ 小型船造船業法第10条において、小型船造船業者に対し、小型船の製造又は修繕の工事に係る技術上の管理を行わせるため、事業場ごとに、専任の主任技術者を選任しなければならないこととされている。
- ・ 主任技術者の資格要件は同法第11条、及び同法施行規則第9条において、卒業した学科の範囲、及びそれに応じた一定の実務経験年数をもとめているが、この中で国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を修了した場合は、卒業した学科の範囲の拡大と実務経験年数の短縮が定められている。
- ・ 現在登録講習は（社）中小型造船工業会において実施されており、当該登録講習における収支明細と手数料の積算根拠は以下のリンク先に掲載のとおりである。

<http://www.cajs.or.jp/information.html>